

中高層建物直結給水施行基準（令和5年5月1日改正）新旧対照表

現 行	改正後
<p>6 給水装置の構造及び材質</p> <p>(6) 各戸メーター以降の給水管口径は、各戸メーター口径以下とする。</p> <p>(7) 集合住宅に設置する各戸メーターは、メーターユニット方式とする。</p> <p>【解説】</p> <p>(7) メーター装置については、次のとおりとする。</p> <p>ア 集合住宅のパイプシャフトに設置する各戸メーターは、原則メーターユニット方式とする。</p>	<p>6 給水装置の構造及び材質</p> <p>(6) 各戸メーター以降の給水管口径は、各戸メーター口径以下とする。※改正事項は【解説】参照</p> <p>(7) 集合住宅に設置する各戸メーターまわりの構造は、<u>メーターの上流側に開閉防止型逆止弁付ボール型伸縮止水栓（春日井市型）、下流側にボール止水栓（以下「蝶子水栓」という。）又はメーターユニット方式とすること。</u></p> <p>【解説】</p> <p>(6) <u>メーター口径φ13の場合は、給水管口径φ20を可とする。</u></p> <p>(7) メーター装置については、次のとおりとする。</p> <p>ア 集合住宅のパイプシャフト内の各戸メーターまわりの構造を<u>開閉防止型逆止弁付ボール止水栓（春日井市型）・蝶止水栓とする場合は、メーターまわりの支持・ボルト固定を行い、ふれ止めを行うこと。</u></p> <p><u>メーターユニット方式とする場合は、台座を床面にボルト固定すること。</u></p>